◎新規提供

| 施設番号 | 施設名 | 所在地名 | 所有関係 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|
| 六〇九六 | 宮古島駐屯地 | 宮古島市 | 国有 | 土地：約五〇〇平方メートル<br>建物：約一、七〇〇平方メートル<br>工作物：囲障等<br>訓練施設として新規提供する。<br>使用期間：<br>一　令和八年五月十七日から同月二十日までの間、訓練の展開及び撤収の必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間<br>二　陸上自衛隊宮古島駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。ただし、地位協定の関連ある条項が適用される。 |
| 六〇九六 | 宮古島駐屯地 | 宮古島市 | 国有 | 建物：約一、三〇〇平方メートル<br>工作物：水道等<br>訓練施設として新規提供する。<br>使用期間：<br>一　令和八年五月十七日から同月二十日までの間、訓練の展開及び撤収のための追加期間<br>二　陸上自衛隊保良訓練場の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。ただし、地位協定の関連ある条項が適用される。 |

# 官庁報告

## 基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年４月28日

国土交通大臣　金子　恭之

| 種類 | 実施時期 | 区域 | 摘要 |
|---|---|---|---|
| 基盤地図情報<br>・測量の基準点<br>・海岸線<br>・行政区画の境界線及び代表点<br>・道路縁<br>・軌道の中心線<br>・標高点<br>・水涯線<br>・建築物の外周線<br>・市町村の町若しくは字の境界線及び代表点<br>・街区の境界線及び代表点 | 令和７年度 | 全国 | 令和８年４月版 |

備考　地図の提供開始日　令和８年４月30日

上記の基盤地図情報は、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第２項及び地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第18条第２項に基づき、インターネットによる無償提供を行う。新たに基本測量の測量成果を得た区域は、国土地理院基盤地図情報サイト（https://www.gsi.go.jp/kiban/）において供する。

# 公　告

## 諸事項

### 破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間